

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市規則第13号

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第58条」の次に「～第60条」を加える。

第4条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 自己啓発等休業（法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）

の承認を受けた職員がその期間の終了により職務に復帰した場合

(6) 配偶者同行休業（法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。）

の承認を受けた職員がその期間の終了により職務に復帰した場合

第5条第1項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 自己啓発等休業の期間が開始し、又は自己啓発等休業の期間の終了により職務に復帰した場合

(5) 配偶者同行休業の期間が開始し、又は配偶者同行休業の期間の終了により職務に復帰した場合

第8条第1項第1号中「第15条」の次に「、第15条の2」を加える。

第29条の2第1項第3号及び第29条の4第2項中「派遣され」の次に「、法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をし」を加える。

第30条中「休暇」の次に「、自己啓発等休業、配偶者同行休業」を加える。

第35条中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 自己啓発等休業の承認を受けている職員

(8) 配偶者同行休業の承認を受けている職員

第38条第2項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 自己啓発等休業の承認を受けている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(3) 配偶者同行休業の承認を受けている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第40条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 自己啓発等休業の承認を受けている職員

(5) 配偶者同行休業の承認を受けている職員

第44条第2項第9号を同項第12号とし、同項第8号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に改め、同号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第44条第2項第7号の次に次の2号を加える。

(8) 自己啓発等休業の承認を受けている職員として在職した期間

(9) 配偶者同行休業の承認を受けている職員として在職した期間

第11章の章名を削り、第57条の次に次の章名を付する。

第11章 雑則

第59条を第60条とし、第58条の次に次の1条を加える。

(勤怠管理システムによる処理)

第59条 この規則の規定により行うこととされる確認、報告その他の手続について、勤怠管理システム（職員の勤務等の管理に関する事務を行うための電子情報処理システムで人財課が所管するものをいう。以下「システム」という。）を利用することができるときは、原則としてシステムにより行うものとする。

2 この規則の規定により作成することとされている書類については、システムにより作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をもって代えることができる。

別表第1ア 行政職給料表(1)の適用を受ける者の表4級の項職等の欄中「地域医療連携科長」を「地域連携科長」に改め、別表第1オ 医療職給料表(3)の適用を受ける者の表6級、部長の項職等の欄を次のように改める。

| |
|----|
| 部長 |
|----|

| |
|-------------|
| 患者サポートセンター長 |
|-------------|

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。